



No.42  
平成 29 年 9 月発行  
(2017)

## 吉田松陰の思想と教育の普及振興

編集発行 公益財団法人松風会  
〒753-0072 山口市大手町2-18  
山口県教育会館内  
TEL・FAX 083-922-1218



# 公益財団法人の認可 を受けて新たな出発

理事長 室謙司

款の変更案」について研究した。

平成二十六年七月、臨時理事会において、理事長に選任され早くも三年が経過した。ここで松風会の歩みを振り返りこれからの展望をしてみたい。

昭和三十六年「松風寮」の経営から出発し、昭和四十九年、民法第三十四条に基づく財団法人となり、約三十年間事業を展開して来た。平成十八年に「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」、平成二十年に「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」等の施行により、定款種々の規則規定・理事会・評議員会・会計処理・事業・基本財産の運用等の見直しを迫られた。

平成二十一年四月第一回定例理事会で、公益財団法人認可を目指すことが決められ、七月に「公益法人研究委員会」を立ち上げ、この年度四回の委員会を開催し「公益目的事業の判定」「資産の運用」「基本財産」「税務・会計」「定

平成二十三年度は四回の委員会を開催し、今迄の松風会になかった「評議員会」、新たな「事業のあり方」を研究した。公益法人として存続するには厳しい審査を受けなければならず、理事長以下一丸となつて、研究委員会及び理事会を開き、会議を重ね、初会合から三年を経て十月四日「移行認定申請書」を電子申請により提出した。

平成二十四年四月十三日、登記を完了し再出発をすることができた。

これから公益財団法人として存続し、期待に応えて活動するためには財政基盤の充実・法人の目的に即した事業の展開・的確な事務処理等多くの課題を解決しなければならない。

法人の新たな目標は「吉田松陰の思想と教育の普及振興を通じて、学術の振興・青少年の健全育成、豊かな人間性の涵養等に寄与すること」であり、この目的を達成するために今後とも松陰に関する様々な事業を展開していくこととしている。多くの方に松風会を知っていただき、大いに活用して頂きたいと念じている。



平成29年度第1回定例理事会:29,4,17